

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、北杜市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修工事若しくは耐震建替工事又は耐震シェルター設置工事(以下「耐震改修工事等」という。)を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北杜市補助金等交付規則(平成16年北杜市規則第51号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 既存木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

- ア 北杜市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの
- イ 長屋、共同住宅以外のもの
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- エ 階数は2階建て以下のもの

(2) 山梨県木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有し、次に掲げる講習会のいずれかを修了した者をいう。

- ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習及びその他国土交通大臣が同等以上であると認める講習会
- イ 山梨県が共催する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会

(3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。

- ア 山梨県木造住宅耐震診断技術者(建築士の資格を有し、山梨県が主催若しくは後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会又はこれと同等以上であると知事が認める講習会の受講修了者をいう。)が山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- イ 一般財団法人日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国住市第40号)の(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した、建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(6) 総合評点 山梨県木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(7) 耐震改修設計 総合評点が1.0以上となる耐震工事のための設計をいう。

(8) 耐震改修工事 改修工事の結果、総合評点が1.0以上となるものをいう。

(9) 耐震建替工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

- ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅
- イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(10) 耐震シェルター 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 山梨県及び他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型又はベッド型のもの
- イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(11) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(12) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存木造住宅を所有する者であること又は耐震改修工事により建て替えた住宅(北杜市内に住所を有する個人が所有する住宅で、かつ、その個人が居住するものであって、長屋、共同住宅以外のものをいう。)を所有する者であること。ただし、当該住宅に居住している者が所有者の3親等以内の親族の場合で、賃貸借契約等による使用形態でないときは、この限りでない。

(2) 市税等及び延滞金に滞納がない者であること。

(3) 北杜市暴力団排除条例(平成24年北杜市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等でない者

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅について、耐震改修設計に基づき行う耐震改修工事
 - (2) 既存住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築する次のいずれかに該当する工事
 - ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅
 - イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断された既存木造住宅
 - (3) 補助金の対象は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅に、耐震シェルター工事を実施するもので、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 1階に設置し、既存木造住宅に緊結するものであること。
 - イ 住宅1戸に対し、1箇所であること。
 - (4) 耐震診断事業及び補助事業の実施は、対象建築物につき1回を限度とし、補助事業においては、過去に耐震改修等に係る県又は市の補助金の交付を受けていないものに限る。
- 2 前条第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象工事としない。
- (1) 土砂災害特別警戒区域内で建て替えをするとき。
 - (2) 省エネ基準に適合しないとき。
- (補助金の対象経費)
- 第5条 補助金の対象となる経費は、前条で規定する補助の対象工事の実施に要する費用とし、次の各号に掲げる経費のいずれかとする。
- (1) 既存木造住宅の耐震改修工事に要する経費のうち、補強工事に係る工事に要する経費
 - (2) 既存木造住宅の耐震建替工事に要する経費
 - (3) 耐震シェルターの設置に係る1棟当たりの補助金の経費の対象は、既存木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。
- (補助金の額)
- 第5条の2 補助金の額は、第4条第1項各号に規定する耐震改修工事等に係る費用で、次に掲げる額とする。
- (1) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修工事に係る経費以内で、125万円を限度とする。
 - (2) 建替え工事を行う場合にあっては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施した場合に要する経費相当分と建替え工事に係る経費を比較して低い額以内で、125万円を限度とする。
 - (3) 耐震シェルターの設置に対する補助金額は、対象経費以内で、36万円を限度とする。
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (補助金交付申請及び決定)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、当該耐震改修工事等の着手前に木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
- (1) 耐震改修設計又は耐震建替工事の設計に係る見積書の写し
 - (2) 耐震改修工事等に係る見積書の写し
 - (3) 耐震診断結果報告書の写し
 - (4) 耐震補強計画書の写し
 - ア 案内図・平面図
 - イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合評点(建築士の記名のあるものに限る。)
 - (5) 建築確認済証の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。)
 - (6) 住民票抄本
 - (7) 市税等納税証明願(様式第2号)
 - (8) 戸籍の全部事項証明書等(居住している者が所有者の3親等以内の親族の場合に限る。)
 - (9) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(様式第3号)。建替え工事で旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合に限る。)
 - (10) 建築士の資格者証の写し(建替え工事で旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合に限る。)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。
- (計画の変更等)
- 第7条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修等事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 施工箇所及び施工方法の変更

- (2) 耐震改修工事等に要する経費の変更
- 2 前項の規定により提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更に係る耐震改修工事等に係る見積書の写し
 - (2) 変更耐震改修計画書(補強前後の平面図)
 - (3) その他変更内容が判断できる書類
- 3 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修等事業計画変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、耐震改修工事等が予定の期間内に完了しない場合又は耐震改修工事等の遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震改修等事業計画遅滞等報告書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第7号)により申請者に指示するものとする。
- (耐震改修工事等の中止又は廃止)
- 第8条 申請者が、耐震改修工事等の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震改修等事業計画廃止(中止)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- (着手の届出等)
- 第9条 申請者は、耐震改修工事等に着手したときは、木造住宅耐震改修等事業着工届(様式第9号)に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する着工届が提出されたときは、当該耐震改修工事等に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。
- (完了実績報告)
- 第10条 申請者は、耐震改修工事等が完了したときは、木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 耐震改修設計契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事契約書及び領収書の写し
 - (3) 工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)
 - (4) 山梨県木造住宅耐震診断技術者の確認を証するもの(当該報告書兼用：下段による)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告書は、耐震改修工事等が完了した日から30日以内又は補助金交付申請年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- (補助金の額の確定)
- 第11条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。
- (補助金の請求)
- 第12条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修等事業費補助金支払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- (補助金の取り消し)
- 第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (補助金の返還)
- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (書類の整理等)
- 第15条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (補則)
- 第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (有効期限)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。
- (実績報告書の提出期限の特例)

- 3 平成25年3月25日から平成25年3月29日までにされた補助金の交付の決定に係る木造住宅耐震改修事業完了実績報告書の提出期限は、第10条第2項の規定にかかわらず、耐震改修工事等が完了した日から30日以内又は平成26年3月末日のいずれか早い日とする。

(高齢者等世帯及び未就学児子育て世帯に対する補助金の額の特例)

- 4 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に高齢者等世帯又は未就学児子育て世帯が行う耐震改修工事等に対する補助金の額は、第5条の2第1項ただし書中「80万円」とあるのは「120万円」と読み替えて適用するものとする。

附 則(平成20年6月26日告示第30号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、公布の日から施行し、平成23年3月31日までの間において第6条第2項の規定により補助金の交付の決定をする場合における補助金額は、第5条の2の規定にかかわらず、同条により算出した補助金額に、1棟当たり、対象経費(第5条の対象経費をいう。以下この項において同じ。)に相当する額から補助金額を除いた額(設計及び補強計画費に関する費用に相当する額が補助金額を超える場合にあっては、対象経費に相当する額から当該補助金額と当該超える額との合計額を除いた額)又は30万円のいずれか小さい額を加えた額とする。

附 則(平成22年12月28日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月12日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定により緊急輸送道路沿道の一般世帯に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日告示第27号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第41号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年5月20日告示第75号)

(施行日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の適用の日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、同日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月27日告示第25号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、同日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、改正前の北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、耐震改修等を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

住宅の概要	事業内容	耐震改修・耐震建替 耐震シェルター（既製品・構造設計一級建築士の設計品）		
	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅 ・ （ ）併用住宅		
	建築年次	年 月着工、 年 月完成		
	階 数		延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積			m ²
工事費等	予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	総 工 事 費	円		
	内設計、補強計画費	円		
	補助対象工事費	円		
	総合評点判定費	円		
	補助申請額	円		

※添付書類

- 1 耐震改修設計又は耐震建替工事の設計に係る見積書の写し
- 2 耐震改修工事等に係る見積書の写し
- 3 耐震診断結果報告書の写し
- 4 耐震補強計画書の写し
 - (1) 案内図・平面図
 - (2) 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - (3) 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合評点(建築士の記名のあるものに限る。)
- 5 建築確認済証の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- 6 住民票抄本
- 7 市税等納税証明願(様式第2号)
- 8 戸籍の全部事項証明書等(居住している者が所有者の3親等以内の親族の場合に限る。)
- 9 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(様式第3号。建替え工事で旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合に限る。)
- 10 建築士の資格者証の写し(建替え工事で旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合に限る。)
- 11 その他市長が必要と認める書類

【情報提供等に関する署名欄】

- 1 木造住宅耐震改修等事業費補助金交付の可否を決定するに当たり、固定資産課税台帳、建築確認申請その他この事業の事務遂行に必要な公算の閲覧又は照会を行うことに同意します。
- 2 北杜市暴力団排除条例(平成24年北杜市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。

本人署名

様式第2号（第6条関係）

市税等納税証明願

年 月 日

北杜市長

住 所
氏 名
生年月日

現在、市税等及び延滞金を滞納していないことを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市区町村長

印

様式第3号（第6条関係）

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 年 月 日 午前・午後 時

建築士（調査者）氏名：

建築士（調査者）登録番号：

I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者：

2. 建築物所在地：

3. 階数：

II) 前提条件の確認（いずれも必須）

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

（1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

チェック欄

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

IV) 壁の割合

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。

(イ)

(ロ)

(ハ)

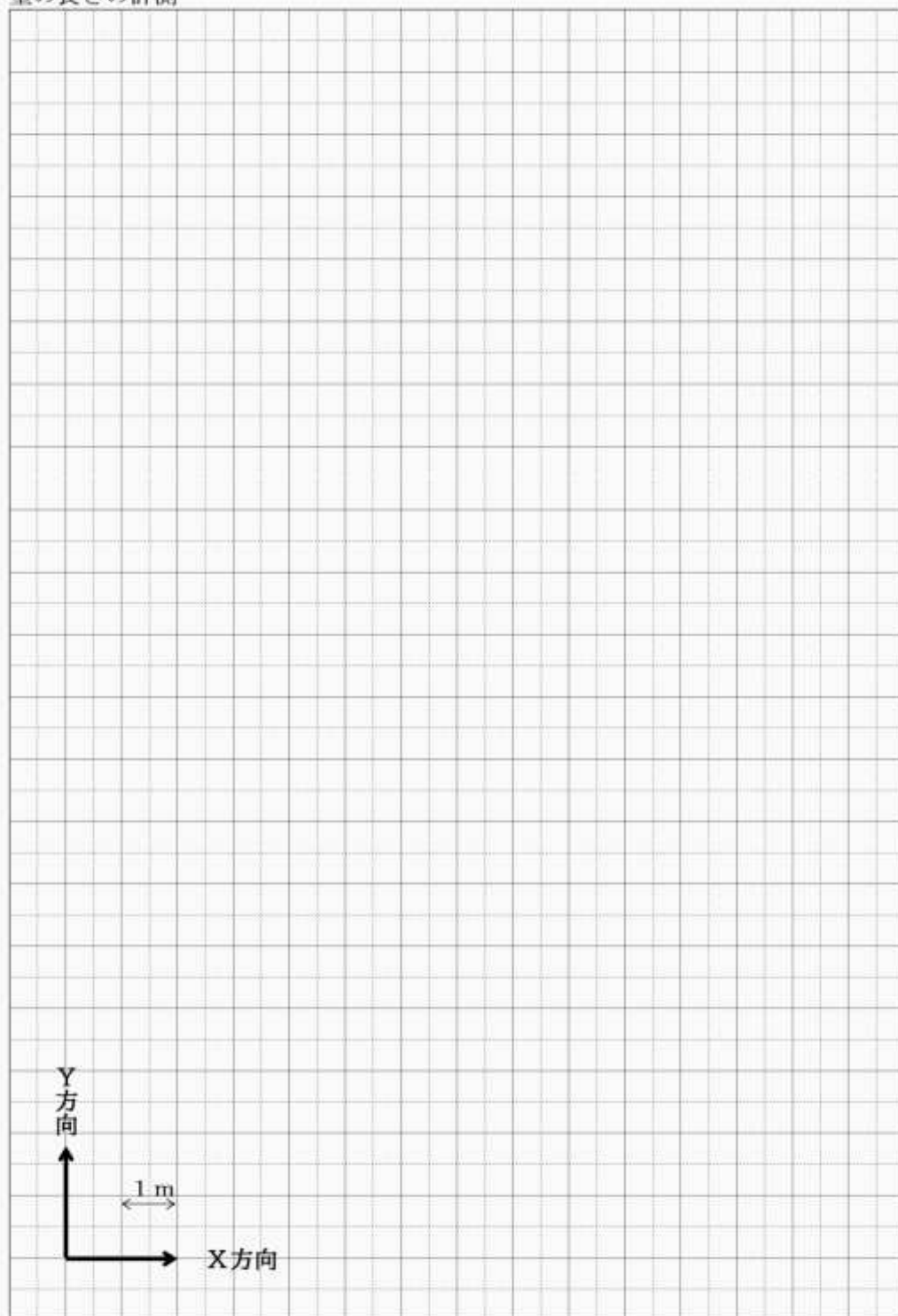
(ニ)

(ホ) 壁の割合

方向	壁の長さ (m)	建面 (㎡)	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X					
Y					

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

① m

② Y (縦) 方向

② m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ m

(ロ) 面積

ロ m²

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ ÷ ロ = ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

屋根の種類 \ 階数	平家	2階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・ スレート葺等)	0. 2 0	0. 5 2
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0. 2 7	0. 5 9

(ホ) 壁の割合

ハ ÷ ニ = ホ

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長 

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 5 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画を下記のとおり変更したいので、北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 変更事項
 - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) その他

※添付書類

- ・変更後の耐震改修工事等に係る見積書
- ・変更耐震改修等計画書(補強前後の平面図)
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長 

木造住宅耐震改修等事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震改修等事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 変更後の補助金交付決定額 円
- 5 その他

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 遅滞等の内容
- 5 その他

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長 

指示書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震改修等事業計画遅滞等報告書について北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第5項の規定により、下記のとおり指示します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 指示の内容

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業計画廃止(中止)届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画について、下記のとおり廃止(中止)したいので北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 廃止(中止)の理由

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業着工届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画について、下記のとおり着工したので、北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 着工年月日 年 月 日

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業が完了しましたので、北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 完了の年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)
 - (3) 山梨県木造住宅耐震診断技術者の確認を証するもの(当該報告書兼用：下段による)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震改修等事業は、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書に基づき工事が完成したことを証します。

工事監理者等 氏名

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長 

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 交付決定額 円
- 5 交付確定額 円

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金支払請求書

北杜市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修・耐震建替・耐震シェルター
- 4 請求額 円
- 5 振込先

振込先 金融機関	金 融 機 関	銀行	本店(所)
		農協	本店・支店
	預 金 の 種 類	普通 ・ 当座(該当を○で囲む)	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		